３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　（略）

第二　すけとうだら日本海北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

20,840トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	7,042
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　（略）

第二　すけとうだら日本海北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

19,700トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	6,400
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業	13,698
（略）	（略）

第三～第八　（略）

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業	13,200
（略）	（略）

第三～第八　（略）

○経済産業省告示第百十七号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年七月二十九日　経済産業大臣　武藤　容治

番号	名称	住所	定めた市町村又は特別区長に対して認定を申請することができる期間
5313	株式会社勝建設	鹿児島県鹿児島市新照院町十九番一号	令和七年四月二十七日から令和八年七月二十八日まで

○国土交通省告示第七百六十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月二十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用区間	供用開始の期日
東関東自動車道水戸線	向鉾二田市供用開始から二五九番地まで	令和七年七月三十一日六時
	秋山一番地外カナクソ六八〇番四から同市当間字久保	

国会事項

衆議院

報告書受領

七月二十二日内閣から次の報告書を受領した。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告書

参議院

辞令

（秘書課長）秘書課秘書主幹）参議院事務局秘書課長　内藤　一衛

秘書課副課長公邸長を命ずる

秘書課秘書主幹兼務を命ずる

（副議長秘書）同　外川　裕之

副議長秘書を解く（以上七月二十九日）

（副議長秘書）参議院事務局参事　山田由美子

願により令和七年七月二十八日限り参事を免ずる（七月二十九日）

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理解職

国務大臣　中根　順子

（三原じゅん子）

文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる

沖野　眞已

最高裁判所判事に任命する（以上七月二十四日）